

☐ 申請書(押印は不要)

＋手数料22,000円分の収入証紙(静岡県収入証紙)

※客室の延べ床面積、有効面積をそれぞれ算出すること

☐ 衛生管理に係る計画書

※静岡県条例に適合した内容であること



☐ 地図(現状のもの取得すること)

※1 営業用施設の敷地から、300m以内の主要建物が明示されたもの

※2 営業用施設の敷地から、100m以内に学校、幼稚園、福祉施設等がある場合は、その距離を明示した地図(無い場合も、無いことを示すため添付してください)

☐ 配置図

※土地のどこに、建物等が建っているか分かるもの

☐ 各階の平面図(1/100以上)

※上水道の場合、水道メーターの位置を示す

☐ 【水道水以外】水質検査成績書

※公的試験機関等が飲用に適すると認めた成績書(6か月以内)

☐ 法人の場合、住所、社名及び代表者の証明と役員の氏名、住所

※定款又は寄附行為の写し

※欠格照会(役員全員の氏名、生年月日、住所)

☐ 循環ろ過装置などの概要書(循環ろ過装置を使用している場合)

☐ 消防法令適合通知書(原本を提出)

☐ 建築確認通知書及び建築物検査済証の写し

☐ 【ない場合】「理由書」 土木事務所に相談のうえ、経緯が明確に示されたもの
(土木事務所との相談年月日を記載のこと)

100㎡未満の建物で、建築確認不要のため

建築基準法施行以前の建物のため、建築確認なし

その他(具体的に)

☐ 【用途変更不要と判断された場合】 理由書

※用途変更による申請の時には、土木事務所に相談のうえ、なぜ用途変更が不要であるか経緯を記載したもの(土木事務所との相談年月日を記載のこと)

100㎡未満の建築物若しくは建築基準法施行前で建築確認なし

200㎡未満の用途変更

その他(具体的に)

参考

- ※ 延べ床面積 客室から床の間、押入れ、共通の廊下等を除いた面積（浴槽、便所を含む）
- ※ 有効面積 ふとんが敷ける面積（延べ床面積から部屋の便所、風呂を除いた面積）